

第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第9回） 会議録

- 1 会議名 第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第9回）
- 2 日時 令和3年1月21日（木）午後6時から午後7時15分
- 3 会場 東久留米市役所7階 701会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、境委員、岡本委員、齋藤委員、北村委員、中島委員、篠宮委員、島崎委員、堀江委員、宮崎委員、中谷委員、森田委員、以上12名
- 5 欠席委員 熊野委員（副会長）、秋山委員 以上2名
- 6 事務局 小堀福祉保健部長、田中介護福祉課長、松下係長・桑原主任・木造主事（以上、保険係）、森山係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、厚澤主査
- 7 傍聴人 なし（新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急事態宣言発令中につき、傍聴は自粛をお願いした）
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料の確認
 - (3) 議題
 - 議題1 第7期東久留米市介護保険運営協議会（第8回）会議録（案）について
 - 議題2 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について⑥（パブリックコメントの結果及び委員からの提出意見について）
 - 議題3 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について⑦（計画案について）
 - 議題4 令和3年第1回市議会定例会に提出予定の条例案について（報告）
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料
 - 資料1 第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第8回）会議録（案）
 - 資料2-1 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に係るパブリックコメントの結果及び委員からの提出意見について

資料 2-2 第 8 期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する
ご意見と市の考え方

資料 2-3 第 8 期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する
ご意見（協議会委員）

資料 3 第 8 期（令和 3 年度～ 5 年度）東久留米市高齢者福祉計画介護保険事業
計画（案）

資料 4 令和 3 年第 1 回市議会定例会に提出予定の条例案について

10 第 7 期 東久留米市介護保険運営協議会（第 9 回）

（1）開会（省略）

（2）配布資料の確認（省略）

（3）議題

議題 1 第 7 期東久留米市介護保険運営協議会（第 8 回）の会議録（案）について

【会 長】 議題 1、第 7 期東久留米市介護保険運営協議会（第 8 回）の会議録（案）に
ついて事務局より説明がある。

【事務局】 介護保険運営協議会の議事は原則公開としている。前回第 8 回の協議会の会
議録（案）を事前に郵送配布しているが、修正箇所等がないようであれば、今回の内容で
市ホームページに公開したい。

【会 長】 この件について修正点等はあるか。

（異議なし、との発声あり）

議題 2 第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について⑥（パブリックコメン
トの結果及び委員からの提出意見について）

【会 長】 では、次に議題 2 に関し、事務局より説明がある。

【事務局】 配布した資料 2-1、「第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に
係るパブリックコメントの結果及び委員からの提出意見について」に沿って説明する。素
案のパブリックコメントを令和 2 年 1 2 月 1 日から 2 5 日の間で実施した。意見の提出状
況は、意見提出者が 2 3 名、件数 6 1 件となっている。内訳としては、地域包括支援セン
ター（以下「包括」という。）に関する意見が 1 7 件、保険料に関する意見（パブリックコ
メントの対象外ではあるが）が 1 3 件、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）に関
する意見が 1 2 件、公共施設に関する意見が 6 件、その他（介護報酬や権利擁護等について
等）の意見が 1 3 件となっている。意見の詳細と意見に関する市の考え方は、資料 2-2「第

8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対するご意見と市の考え方」にまとめており、本協議会の委員の提出意見については、資料2-3「第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対するご意見（協議会委員）」にまとめている。では、今回のパブリックコメントの概要について、包括、保険料、特養、公共施設に対する意見が多かったことを受け、それぞれの担当から説明する。

【事務局】 包括に関する意見について説明する。意見の概要と市の考え方については、資料2-2の項番1を見ていただきたい。包括の設置については、市町村の人口規模、業務量、運営財源とともに、専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮することが国から示されている。包括の数を増やすと、人員体制整備に負担をかけることも考慮する必要がある。介護職の人材不足は全国的にも深刻な問題であり、包括の数や人員の拡大には慎重な対応が求められる。なお、今後の包括のあり方に関しては、計画の基本目標3、施策1に記載したとおりである。

【事務局】 項番4等、保険料に関する意見だが、保険料に関する事項は行政手続法第39条第4項第2号によりパブリックコメントの対象外と記載している。

【事務局】 続いて、特養については、代表して項番2について説明する。市内の特養の整備率は、北多摩北部圏域の水準に比べ高い水準を維持している。特養整備を検討するには運営する事業者とのマッチングや介護従事者の確保等が必要である。そういった様々な事情やバランスを考慮する必要があることから、特養については入所待機者の状況や職員体制を含めた稼働状況等を把握しつつ、2025年、2040年、さらに先の高齢者数のオフピーク後も見据えた中長期的な視点で、整備の必要性を検討するとしている。

【事務局】 次に、公共施設について、意見の概要は例えば項番5、高齢者が若い世代とも交流しながらサークル活動ができる場を広げるために公共施設を増やしてほしいといったものである。その他にも同様の意見をいただいているが、総括的な回答としては項番5に記載のとおり、サークル活動等ができる場の案内については、公共、民間施設等様々な施設があり、包括に配置されている生活支援コーディネーターが相談に応じていること、市内の施設や公園・広場等屋外施設等の情報は、市の公式サイトでも情報提供を行っていることを記載している。

【事務局】 以上、主な意見についての市の考え方を説明した。その他の意見については資料2-2の記載内容を確認していただきたい。次に、委員からの提出意見について、資料2-3に沿って説明する。まず項番1、素案17ページの調整済み認定率の図表-12

の解説文章について、資料記載のとおり訂正したらどうかとご指摘があり、記載を変更している。

【事務局】 項番2は、意見の趣旨は自主グループ支援事業について、自主グループの活動場所の確保が困難な場合があることから、記載のとおり追加したらどうかのもののであるが、本事業は市民の方が自主グループで主体的に活動を継続していけるよう支援する事業である。場合に応じて生活支援コーディネーターが場所の相談にも応じるが、本事業の趣旨は立ち上げ支援や活動の継続支援、人材発掘等であり、公共施設等の確保ということになると、本事業の趣旨とは異なるものとする。

【事務局】 次に、項番3は、「施設依存は」という表現は不適切ではないかという指摘があり、「施設サービスの比重を高める」という文言に修正した。次に項番4の特養についての意見。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）などは利用料が高いとあるが、それらの施設に入居できる方の選択肢が増えることは、特養に入るべき方が入りやすくなることにもつながる。本計画ではグループホームの整備予定についても記載しており、施設の整備等については現状を勘案しつつ検討していくこととした。

【事務局】 項番5の意見は、「西部地域と中部地域の間地域に包括を増設すべきとの趣旨であり、項番6は生活圏域を小さくして包括を増やしたほうがよいという趣旨の意見である。これについては、資料2-2、項番1の包括に係る意見に対する回答と同様の回答とする。

【事務局】 項番7の成年後見制度の推進、中核機関の設置については計画にも記載しているところであり、ご意見として承る。項番8は、介護予防給付、介護予防・生活支援サービスの方向性についてのご意見である。これについては、第8期計画における数値目標に、「介護予防・生活支援サービスの方向性を見直し」について記載している。30・31ページの現状の分析及び課題も踏まえつつ、自立に向けて介護予防と機能回復の効果を一層高めるという観点から、第8期においてサービスの提供体制を検討し、必要に応じて見直しを講じていく。以上である。

【会長】 本件について、委員としての意見を伺いたい。特に、意見が多くあった包括と特養に関しては現状と実態に詳しい委員がいるかと思うので、ご意見があれば伺いたい。

【委員】 それでは、包括について、委員として発言したい。

現在、市内の介護施設の施設長をしているが、平成12年に包括の前身である在宅介護支

援センターが創設されてから昨年8月まで包括のセンター長をしていた。

当初から、本市では包括は3か所の体制をとっているが、時間が経過してくる中で制度も変わり、包括が行わなければならない仕事は増えてきている。本市は団地が多い地域で、高齢化率が40%を超えるような団地があり、高齢化が進行している。包括の存在については各関係機関にも認知されており、様々な相談が包括に寄せられるようになった。警察やUR、J K Kのような機関・団体から直接包括に電話がかかってくることもある。それは市民にとって良いことだと感じるが、ここ5年ぐらい、相談内容が非常に複雑化しており、対応する職員にも非常に高度なスキルが求められるようになってきていることに加え、すぐに解決する問題ではなく、長期化する傾向にある。長期にわたり複雑なケースを支援しなければならない上に、それが終結する前に別の新しい相談への対応が必要になるという状況の中で、職員の負担は大きくなってきている。

事務所が手狭になったことから、数年前に東部、中部包括の窓口を2か所に分け、包括が増えたようにも見えるが、2か所を行ったり来たりすることとなり、情報共有等に苦慮しているようである。(西部)圏域は、1法人で窓口を増やすのは人員配置的に困難を生じる。もし包括を増やすということであれば、1つの包括を2つの窓口を増やすということではなくて、圏域の守備範囲を狭める等の工夫を検討するべきではないか。

当法人でも特に人材を確保するという面で苦労している。スキルの高い支援が求められることもあり、資格を持っているからというだけで包括に異動という対応もできず、法人内の異動でどうにかなるという問題でもない。職員がもし確保できたとしても圏域が広いと即応性に欠けることになる。そうしたことから、(中部、西部の)圏域の細分化を検討し、圏域の高齢者数を東部並みにして1法人に係る負担を平準化するのはどうかな、と思う。

【委員】 特養について、意見を述べたい。当方では市内で特養を運営しており、建物の中に7事業所(108床のユニット型、36床の従来型、20床のショートステイ、30人定員の一般デイサービス、10人定員の認知症デイサービス、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所)が入っている。

まず、計画にある「特養待機者数282人」の実態について、自前の統計をふまえてお話をさせていただきたい。定員144である当方の特養では、令和2年1月1日から12月31日までで退所された方は49人(定員の3割強)であった。49人を12か月で割ると月当たり退所者は4人ということになる。一方で、同期間で入所の申込みがあった方は50人で、そのうちすぐにでも特養に入所が必要な方は17人という状況である(特養入

所は原則、要介護3以上の方である。また、当特養では医療的に重い方は医療優先となるので、そういう方も除いた人数である。)。入所が必要な方は17人で退所者は月平均4人であるから、実際には4か月で入所が可能ということになる。「特養へ入所するまでは3年待つ」という話も聞くが、当方の実態としては以上である。

介護者の不足問題についても述べたい。現状では、介護者の入職に紹介派遣会社関わっているケースが多い。紹介派遣会社は手数料として年収の20%から30%、例えば300万円の年収の方は、1人につき90万円の手数料がかかる。昨年、支出した手数料の総額は1,500万円であり、経営側の負担が大きい。そういう中で、介護者を集めていかなければいけない。ましてや、コロナ禍において、紹介派遣会社の方からの連絡も少なくなっており、介護職不足は解消されていない状況である。

【会 長】 他の委員からも、何か意見はあるか。

【委 員】 資料2-2の項番1に、包括については、「第7期中における検討により抽出された課題や方向性を整理し、深めていくために、介護保険運営協議会での審議を継続」とある。第7期協議会委員の任期は令和3年9月末までだが、7期で議論が終わらなかった部分は第8期の協議会において継続して審議していくということによいか。

【事務局】 包括の議論と協議会の関係性についての質問であるが、介護保険条例施行規則第45条の協議会の所掌事務に、「地域包括支援センターの設置に関する事項」、「公正、中立性の確保に関する事項」がある。計画126ページの、協議会の審議経過をご覧いただきたい。この表中、例えば、第2回の平成31年2月7日の議題の中で、「地域包括支援センターの今後のあり方について①」とあるが、包括については第3回から第7回までの間に継続的に審議している。今回の第8期計画にも記載したとおり、今後においても議論するというのは、この議論が8期においても継続していくということである。皆様の任期は今年の9月30日だが、その任期とは別に、この議論は第8期期間においても議論を継続していくことになる。

【委 員】 ということは、先送りということになるのか。

【事務局】 現状と課題を抽出・整理し報告したのが去年の2月で、コロナの影響で半年ほど開催できなかったため、8月にもう一度、説明させていただいた経過がある。先送りというより、まずは現状・課題を整理するまでが第7期であり、方向性について叩いていくのが8期のスタートであると考えている。

【委 員】 ということは、我々が審議した包括の議論の部分については、8期を過ぎて

もまだ課題として残っていくという理解でいいのか。

【事務局】 課題というよりはもう一歩進んで、その方向性についての議論、「こうあるべきではないか」という議論を展開していきたい。同じことをローリングするというのではなく、これまでの議論を整理し、もう一歩踏み込んだ議論をしていく。

【会 長】 他にないようなので、次の議題に進む。

議題3 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について⑦（計画案について）

【会 長】 議題3について、事務局より説明を願う。

【事務局】 資料3の計画案について、特に素案から内容を変更した箇所について説明する。計画の内容に直接関わらない軽微な修正を行った部分については説明を省略する。まず、16ページの給付費については、2年度以降は推計が動く可能性があるため省略している。17ページ、中段の調整済み認定率の文言については、委員の指摘を受け修正。41ページ、○の3つ目の文中の後段は、委員の意見を受け、「施設依存」という文言を「施設サービスの比重を高めることは」に変更。42ページの施設・居住系サービス等の充実については、整備について検討する上で高齢者人口の中長期的な動向を踏まえる必要があることをふまえ、中段の「2025年、2040年」の後に、「さらに先の高齢者数のオフピーク後も見据えた」という説明を追加した。43ページ、表の上段、高齢者の「住まい」の確保については、素案では公営住宅、シルバーピア、サ高住などが並列して記載されており、住まいの確保という一体的な施策としての全体像が把握しにくいことから、記載内容等を整理した。同ページの下段に、看護小規模多機能型居宅介護のイメージ図を追加した。55ページに包括の4事業に関する図を追加した。61ページ上段に見守りネットワーク事業の概要図を追加し、同中段には、59ページ下段の課題の抽出にある「緩やかな見守り」の概念について都のガイドブックから引用した図による説明を追加した。62ページ中段以降に地域ケア会議の体系図を追加した。73ページ、「新型コロナウイルスへの対応」については、素案以降に実施した⑤PCR検査等経費補助事業の実施、⑥在宅要介護者への支援を、令和2年度実施事業として追加した。76ページ以降については、「全体目標 第8期計画における数値目標の設定」という章を新たに設けた。こちらは、計画に介護予防・重度化防止等に係る取組の目標を設定しPDC Aサイクルに沿って進捗管理をすることが、インセンティブ交付金の指標にもなっていることをふまえ、第7期以降の計画から定めているものである。78ページまでは第7期の数値目標達成状況の振り返りの項目であり、本協議会においても毎年度、数値目標の達成状況を報告し、計画の進捗状況

を示しているところである。79ページ以降は、第8期計画における数値目標の設定である。ここに記載した数値目標のうち主なものの内容等については、各担当より説明する。

【事務局】 80ページ、数値目標2、介護予防に資する「通いの場」の設置数・自主グループへの専門職派遣回数について説明する。7期は一般介護予防事業の実施回数を指標としていたが、住民主体の「通いの場」の重要性が高まる中で、その把握や立ち上げ支援、人材発掘等の推進等の事業の結果として、介護予防に資する「通いの場」の新規設置数や、自主グループへの派遣事業の実績等を測る指標として数値目標を設定する。

【事務局】 次に、下段の数値目標3、地域密着型サービスの整備数について説明する。まず、医療ニーズの高い高齢者の在宅療養を支えていくためのサービスとして、市内初の看護小規模多機能型居宅介護の整備を目指す。こちらは7期中にも公募を実施したが、応募がなく未整備となっており、8期に公募を実施する。また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を目指す。どちらも、令和6年3月末までに1か所整備を目指し、公募を実施していく予定である。

【事務局】 81ページの下段、数値目標5、新規の認知症サポーターの人数について。認知症施策推進大綱における「認知症に対する理解促進の推進」に係る施策として認知症サポーター養成講座を実施しているが、8期においても継続し、サポーターの数を増やすことで理解促進を図っていく。本市では、平成19年から認知症サポーター養成講座を実施しており、7期中もおおよそ年間500人前後の実績があるが、2年度はコロナの影響もあり数は減少していることから、数値目標の設定にはその影響も加味している。次に、82ページの下段の数値目標7、見守り協力員の活動回数について。こちらは7期中の数値目標でもあったが、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、住民による「緩やかな見守り」の重要性が増していることから、引き続き8期の数値目標とした。

【事務局】 84ページの下段、数値目標11、介護人材の確保に向けた事業の参加者数について説明する。介護人材の研修事業は都の補助金を活用し、令和元年度より実施している。今後も都の補助金が継続されるかどうかを注視しつつ、補助が得られるようであれば継続して研修事業を実施していく。今年度の実績としては、前期に定員35名のところ26名の参加（74.3%）があった。第8期においても、定員の75%の参加者確保を目指し、安定的な介護人材の確保の効果を上げていきたい。

【事務局】 数値目標の説明は以上である。引き続き、87ページ以降は、介護保険サービスの実績と見込み及び介護保険事業の保険料の算定である。こちらについては地域包括

ケア「見える化」システムの更新が予定されていることから、本協議会以降も若干の修正が見込まれる。素案からの修正箇所については、101ページ上段の施設サービスの説明について、「施設依存」という用語を「施設サービスの比重を高めること」と変更している。次に、第2章、105ページ以降については、まず107～108ページは、素案公表以降に厚生労働省より示された介護報酬の改定に係る基本的な考え方についての概要を掲載している。109ページ以降は、介護サービスの見込み量として、現時点での推計値を掲載している。112ページ以降は、「第1号被保険者の介護保険料の検討」ということで、保険料算定に必要なもろもろの数値等について記載している。まず、(1)は介護保険事業の財源構成及び第1号保険料の負担割合について、(2)は介護給付費準備基金について、(3)は介護保険財政安定化基金について、(4)は低所得者保険料軽減事業について、(5)は保険料歳入確保についての取組、(6)は第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定について、それぞれ記載している。最後に、115ページ以降は第8期計画の第1号被保険者の介護保険料についてである。第8期計画における第1号被保険者の介護保険料の基準月額、第7期の5,400円から500円上昇し、5,900円という金額を設定している。第6期から第7期の上昇率が10.2%であったのに対して、第7期から第8期の上昇率は9.3%となっている。

【会 長】 ここまでで、なにか質問・意見等はあるか。

【委 員】 113ページの(2)の介護給付費準備基金の残高は約5億9,000万円と書いてあるが、こちらは一般会計に繰り入れるのか。

【事務局】 基金は各年度における介護保険特別会計において保険料が余った場合には基金に積み立て、不足が生じた場合に繰り入れる運用となっており、一般会計に繰り入れることはない。

【会 長】 事務局からは何か補足はないか。

【事務局】 本案については、今後、計画の内容に直接関わらない誤字・脱字、用語の整理等の軽微な修正、給付費の数値等に関する修正等が生じる可能性があるが、今後の生じた修正については、計画の方向性に関わる内容でない限り、原則として事務局から会長に御報告させていただくということをお願いしたい。

【会 長】 本件について、異議はないとのことで、よいか。

(異議なし)

【会 長】 本日の議題に関しては、協議会として本案を承認するということがよいか。

(異議なし)

【会 長】 「異議なし」とのことで、本協議会は本案を承認することとする。

議題4 令和3年第1回市議会定例会に提出予定の条例案について(報告)

【会 長】 では、次は議題4について、事務局より説明がある。

【事務局】 資料4について説明する。資料4の表中、No.1～5は、現時点で令和3年第1回市議会定例会に提出予定の条例案である。条例案の名称は仮の名称となる。1の東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例は、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の保険料率等を改定すること及び居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定における給与所得または公的年金等に係る所得を有する第1号被保険者の合計所得金額の計算方法が変更されることに伴う条例改正である。2から5は、地域密着型サービスに係る国の基準が改正されることに伴い、各条例における用語等の所要の改正を行うものである。施行日は全て、令和3年4月1日である。

【会 長】 何か質問はあるか。ないようなので、先に進む。

(4) その他

【会 長】 それでは最後に、その他として、何かあるか。

【委 員】 介護予防や改善に取り組んだ自治体に対し、交付金を上積みして交付するということがあるとのことだが、本市には交付されているのか。

【事務局】 インセンティブ交付金のことかと思う。交付金については、資料3の121ページに記載している。本市では第7期中、国の評価指標の内容に注視し、できる限り多くの指標を達成し、交付金の交付を受け取ることを目指してきた。その結果として、30年度に1,750万円(保険者機能強化推進交付金)、元年度に1,944万円(保険者機能強化推進交付金)、2年度に1,879万円(保険者機能強化推進交付金)と1,766万円(介護保険保険者努力支援交付金)の交付を受け、各年度の介護保険特別会計における地域支援事業の第1号保険料負担分に充当した。第8期も引き続きこれらの交付金を財源として、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進する。

【会 長】 ほかに何かあるか。

(特になし)

(5) 閉会

【会 長】 以上で協議会は終了となる。最後に事務局から、次回の予定等について。

【事務局】 次回の協議会の開催は未定である。今後、改めて連絡をさせていただく。最

後に、委員の皆様の協力により、第8期計画案が完成したことに付き、感謝申し上げたい。

閉会時刻19時15分